

業 務 連 絡
令和8年3月13日

各 自動車整備振興会 御中

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事 業 部

指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の取扱いに係る
留意事項について

前略 標記について、国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 整備事業
班長より当会事業部長あて別添の事務連絡がありましたのでお知らせします
とともに、貴会会員事業者あて周知方よろしく願いいたします。

草々

(本件に関する問合せ：日整連 事業部 根本、後藤、石原)

事 務 連 絡
令和8年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるフィルム類が装着された自動車の
取扱いに係る留意事項について（依頼）

近年、一部の指定自動車整備事業者において、前面ガラス及び側面ガラスにフィルム類が装着された自動車の点検整備等にあたり、可視光線透過率測定器（以下、測定器という。）による可視光線透過率の計測を行っていないにも関わらず、保安基準に適合していないおそれがあると説明して自動車ユーザーにフィルム類の剝離を指示する事案が発生しているとの情報が寄せられています。

また、指定自動車整備事業者による当該測定機の取扱い方法が十分に理解されていないことにより、本来であれば保安基準に適合するものが不適合と判断される事例も発生しているとのことです。

つきましては、フィルム類が装着された自動車の取扱いにあっては、下記の事項について特段のご留意をいただきますよう貴会傘下会員に周知をお願いします。

記

1. 自動車ユーザー保護の観点からの留意事項

- ・ 自動車ユーザーに対してフィルム類を剝がす必要がある旨の説明を行う際には、可視光線透過率の計測を行い、計測結果を用いて丁寧かつ明確に説明すること。
- ・ 自社で計測ができない場合にあっては、当該フィルム類が装着された状態では自社で保安基準適合性の判断ができない旨とその理由を自動車ユーザーに対し丁寧かつ明確に説明すること。

2. 計測器の適切な取扱いに関する留意事項

- ・ 測定器の取扱説明書等に基づき、正しい手順で計測すること。
- ・ 計測前には必ず当該機器の校正手順に基づき校正を実施し、精度が確保された状態で計測すること。